

ひとりで悩まずお気軽にご相談ください！ 家庭児童相談室

ともに考え、ともに解決していきましょう…

子育てや家庭内の悩み・虐待・配偶者等の暴力(DV)…どうしてよいかわからないとき、身近に相談相手がないとき、まずはお電話をください。

家庭児童相談

子どものしつけ、養育、発達に関すること、家庭環境などについてご相談ください。児童虐待の相談や通報も受け付けています。

- こんな時勢なので、今の法律では、
(原因が) はっきりしないけがや
(理由の) よく分からない^{あざ}瘡があった場合、
(児童相談所や) 市役所などに、
(通告しなければならぬ) 連絡することになっています。

これは保護者や子どもたちへの支援を考えるためなのです。このような原因や理由のはっきりしないけがや瘡は家庭からのSOSだと、とらえています。

女性相談

家族関係や夫婦、ご自身のことなどをご相談ください。DVの相談も受け付けています。

母子自立支援相談

母子家庭等のお母さんが抱える悩み、経済的なこと、仕事など自立支援に関すること、子育てのことなどについてご相談ください。母子寡婦福祉資金の相談も受け付けています。

家庭児童相談室ではこのように対応しています

すべての子どもたちが、健やかに成長することを願って、子どもたちとその家族に関するあらゆる相談に応じています。DVや女性が抱える悩みの相談、また母子家庭の自立に向けての支援も行っています。悩みごとがあるときはひとりで考えずに、誰かに話すことで気持ちが楽になるものです。一緒に解決方法を考えていきませんか？来所されるときはお電話ください。電話相談もお受けします。

日時 月曜日～金曜日 8:30～17:00 (休み：土・日・祝日・年末年始)
場所 大安庁舎 家庭児童相談室 ☎78-3535 ☎78-2678

秘密厳守で相談は無料です。
お気軽にご利用ください。



▲大安庁舎1階正面左にある家庭児童相談室

就学援助制度のお知らせ

教育委員会では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を援助しています。

- ①対象となる方 いなべ市立の小学校・中学校にお子さんが在学中の保護者の方で経済的な理由により就学が困難と認められる場合。
- ②援助の内容 学用品費、修学旅行費、新入学用品費、学校給食費等
- ③申請方法 援助を希望される方は、学校または教育委員会にある「就学援助申請書」に必要な事項を記入の上、通学している学校へ提出してください。
- ④申請受付期間 4月14日(月)～5月16日(金)

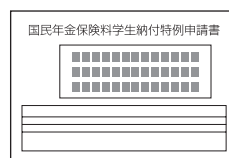
※前年度受給された方も、新たに申請が必要です。
※援助を受けることができるかどうかの審査のためには、平成19年分の所得税確定申告、市民税の申告が済んでいること、または給与所得者で、勤務先からいなべ市へ給与支払報告書が提出されていることが必要です。
※審査は、世帯の収入状況を基準とし、その他の状況を総合的に判断して行いますので、ご希望に添えないこともあります。

ねんきん通信

学生の方には学生納付特例制度があります！

学生の方は、一般的に収入がない、少ないなど、保険料の納付が困難な場合があります。そのため、在学期間中の納付を所得に応じて猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

●現在、「学生納付特例」を承認されていて4月以降も引き続き同じ学校に在学中の方

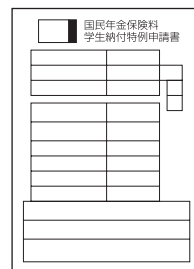


社会保険事務所から申請書(ハガキ形式)が届きます。必要事項を記入し、社会保険事務局事務センター(宛名面に記載があります)まで返送してください。

●初めて「学生納付特例」を申請される方、または社会保険事務所から申請書(ハガキ形式)が届かなかった方

市役所に申請書がありますので、手続きの際は、「学生証」か「在学証明書」を持参してください。

☆手続きは毎年度必要です！



☎教育委員会 学校教育課 ☎78-3507 ☎78-3526

☎四日市社会保険事務所 ☎059-353-5513